

四條畷市福祉計画等検討委員会 議事録 (生活福祉課)

日時：平成24年7月30日(月)午後3時～午後4時

於：四條畷市役所 東別館2階 201会議室

<出席委員> 小寺委員長、福永委員、前原委員、柴原委員、藤原委員、佐木委員、山上委員、今西委員、村上委員、北川委員、守屋委員、小野委員、平山委員、福田委員、矢田委員、大滝委員 (順不同)

委員長 資料について、事務局の方から説明をいただく。

事務局 (説明)

委員長 前回の委員会で依頼のあった資料ということで、四條畷市社会福祉協議会についての説明と、地域交流広場についての実績報告の説明であった。この件に関して質問等はないか。

委員 事務局に市派遣職員は、何名いるのか。

事務局 この数字が実人数となっており、事務局長が市派遣職員1名、主幹が嘱託職員1名、主任が正規職員1名、主査が嘱託職員1名、他の常勤職員が正規職員1名、嘱託職員3名、臨時職員3名、非常勤職員が市派遣職員1名、嘱託職員が2名となっている。

委員 市からの派遣は何名か。派遣職員ということは現役の職員か。

事務局 基本的には再任用職員である。

委員 退職者ということか。

事務局 退職者である。2名。

委員 こういう状況は続いているのか。

事務局 基本的にはそうだが、再任用職員を派遣しているという状態である。

委員 この嘱託職員というのは、どういう立場の方なのか。

事務局 正規ではないが、フルタイムで勤務されており、1年など期間を定めて雇用されている方だと存じている。

委員 要するに単年度ということか。

事務局 単年度である。

委員 どういった立場の方なのか。派遣職員は退職者ということだが、嘱託職員は。

事務局 我々が知る限りだが、コミュニティソーシャルワーカーという、専門職である。

委員 市の退職者なのか。

事務局 退職者ではない。

委員 事業所等にお勤めの方か。

事務局 民間出身者と聞いている。

委員 募集は社会福祉協議会が行っているのか。

事務局 そのとおりである。

委員 これは一般に募集をかけているのか。

事務局 募集をかけていると思うが、詳細には把握していない。

委員 把握していないとはどういうことか。

事務局 社会福祉協議会は独立した法人であるので、内部管理まで把握していないということである。

委員 市の派遣職員は何のために行っているのか。把握をするためではないのか。把握していないとおかしいのではないか。行政の窓口としてそれは知っておかないと駄目である。

事務局 窓口と言うか、パイプ役である。
正規職員等に関しては、社協の方で会長、副会長等の面接等を行っていると聞いている。市が募集しているのであればこちらの方も把握は出来るのだが、社会福祉協議会独自で募集をかけているので、把握していない状況である。

委員 報告等はもらわないのか。市の職員を派遣しているわけだから、報告しなければいけない。

事務局 市に対してか。

委員 助成金等が社会福祉協議会に入っているわけだろう。

事務局 市の派遣職員は市に対して社協の報告をするということはない。

委員 要は、全然把握してないということか。

事務局 ひとつひとつの募集についてどういう方を募集されているかは、存じ上げないのが現状である。

委員 了解した。

委員 地域交流広場の参加人数という表で、これは対象事業としては、5事業ということでよいのか。

事務局 そのとおりである。5ヶ所あり、地域交流広場については現在実施場所が5ヶ所で、実施団体さんが5つあるという形である。上欄の障害者支援センター「しのぶが丘」は、そのまま障害者支援センター「しのぶが丘」の方が実施されており、3番目の福祉コミュニティーセンター「ふれあいルーム」で実施している地域交流広場については、おもちゃライブラリーが実施されているという形になっており、四條畷の地域交流スペースで行われている地域交流広場も朗読ボランティアあけぼのが主体となって実施されているということである。5ヶ所で今現在は実施されている。

委員 2番目のボランティア活動推進事業ということで、この15の事業があるが、1ヶ所ではなく、個別に全部わかれているのか。

事務局 地域交流広場のことか。

- 委員 そのとおり。だから地域交流広場は、どの事業に属するのかという質問である。
- 事務局 地域交流広場については、市の地域福祉計画に基づく事業で、これは社会福祉協議会の事業ではない。
- 委員 同じようなまとまりに入っていたので、社会福祉協議会の事業かと思って質問させていただいた。この地域交流広場に関して、ひとつひとつの事業についての説明をお願いしたい。
- 事務局 地域交流広場というのは、第 2 期福祉計画にも位置付けられている事業となっている。小地域ネットワークがどうしても地区を限定したサロンというような形になる中で、この地域交流広場については市内全ての住民が対象ということになっており、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉のニーズのある方が気軽に集まって、身近な交流を図れる場所を提供している。実施場所については、5ヶ所になっており、「しのぶが丘」については、去年の参加人数が 250 人である。障害者相談支援センターで、作業所が併設になっている所で、普段は作業所として使用しているのだが、第 1、第 3 土曜日に限っては、地域交流広場を実施されている。府営清滝住宅第 1 集会所で実施している地区福祉委員会が実施主体の地域交流広場については、小地域ネットワークのサロンも普段から実施しているのだが、第 1 木曜日については地域交流広場を実施いただいている。福祉コミュニティーセンターの「ふれあいルーム」では、おもちゃライブラリーが主体で実施されており、こちらは折り紙や手工芸を主にされている。福祉コミュニティーセンターと協力し、広報活動も行いながら、地域交流広場を運営されているというような状況である。四條畷荘の地域交流スペースで実施されている、ボランティアあけぼのが実施主体の地域交流広場に関しては、ギターの演奏や紙芝居なんかも一緒にされており、四條畷荘に入所されている方も下に降りてきて、住民の方と一緒にお話を聞いたり、歌を歌ったりしている。パークヒルズ田原苑で実施している地域交流広場については毎週水曜日に、カラコロ体操等もしながら実施している。パークヒルズ田原苑については市の福祉基金の申請をされていないので、職員だけの運営になっている。
- 委員 今、社会福祉協議会でやっている事業とは別の事業でこれは実施しているということか。
- 事務局 そういうことである。
- 委員 小地域ネットワークとは別に全体として実施しているということか。対象が広いということか。この 1 番の障害者相談支援センターしのぶが丘の方を見ると、22 年度は 292 人、23 年度は 250 人ということで、これは延べ人数であるから、1 回に集まれる方は特定の方しか集まらないのではないかと思う。広く一般的になりにくいのではないかと考えるのだが、そのあたりはどうか。
- 事務局 しのぶが丘の地域交流広場については、マンションの 1 階で実施しているという

こともあり、共同作業所で普段は障がい者の方が出入りされているような所である。やはり広く一般の方が少し参加しにくい場所にあるというところもあるので、今後広報活動等を実施して頂いて参加人数を増やしてもらいたいと思っている。市の福祉基金の申請を頂いているので、そのあたりを徹底していただくよう伝えさせていただく。普段は作業所だが、作業所を卒業されて普通の一般就労に移られた障がい者の方が土曜日に仕事が休みだということで、気軽に寄って今の状況等を話されたりする場面もあるようで、その実施団体の障害者相談支援センター「しのぶが丘」は、地域交流広場があることで、卒業された方も気軽に集まることができ、実施している意味があると言っている。

委員 周知が徹底されていないということと、皆さんが集まりにくい場所にあるということである。障がい者の方というのは外へ出にくく、付き合いが限られた付き合いしかしてない。その中で、家族的なお付き合いを非常に大事にしていると思う。年間 250 人では、活動が弱いという風に考えるので、善処をお願いしたい。

委員長 他に質問等はないか。

委員 私はこの社会福祉協議会について十何年間、役所の関係で、配置した経緯などを申し上げると、社会福祉協議会は体質が古い。利用できる人間だけが利用して、他の者はタッチしてないというのが、ここのメンバーに多いということである。だから社会福祉協議会は、新しい活性化した社会福祉協議会にしてほしい。社会福祉協議会に市の派遣で 2 年間行くというような天下り式な形の状態が続いている。社会福祉協議会自体についてのその資金的な援助がどの程度出来ているのかというのを知りたい。一般的な人が社協に参加し、職務内容を理解できるように一生懸命やってもらうようにしてもらいたいと、十何年間、社協とお付き合いしていて私は思っている。

委員長 少し難しい問題である。

事務局 平成 24 年度より、健康福祉部長が、社会福祉協議会の事務局長に就任した。これは、今まで福祉事務所を経験されている健康福祉部長でもあった方なので、より制度としての正確な伝達、そして、前福祉事務所長としての地域福祉の在り方を当然熟知している。そういう中で、前福祉事務所長であり、前部長である方を再任用という形で派遣している。従来の局長は、福祉部門の業務に携わってない方が局長をされていた。そういう意味で社会福祉協議会の活性化に向け、一歩進んだのではないかと考えている。そして、平成 24 年度の補助金であるが、社協に市から交付している補助金は 1700 万円である。そして、民生委員児童委員協議会の事務局委託料、赤十字奉仕団の事務局業務の委託料やコミュニティソーシャルワーカー配置事業を委託し、その事業の強化を図っているところである。

委員 今、事務局が言われた赤十字事業だが、これは委託業務なのか。

事務局 はい。

委員 本来ならば寄付で運営するのではないのか。各地域の方はボランティアでやっていると思うのだが。それは市から社会福祉協議会の方に委託業務としてお金を渡しているのか。

事務局 あくまで、赤十字奉仕団活動をするにあたっての事務局業務を行うということで、その分の人件費である。

委員 それはボランティアではなく、報酬を与えているということか。

事務局 そういうことである。

委員 誤解を招いてはいけないので、その辺詳しく丁寧に説明していただきたい。そうでないと、お金もらってお金集めをして、下の者はボランティアでやっているということになったらいけないので、もう少し丁寧に説明していただきたい。

事務局 はい。事務局業務というのは、元々市が持っていた業務である。地区の人がボランティアで募金を集め、それに対して市の職員が様々な事務をしていたわけである。もちろん人件費は市の税金である。事務局の部分を社会福祉協議会に委託したという形になっているので、当然それにかかる元々市でやっていた人件費やそれに伴う事務費等を委託料として社会福祉協議会に支払っているという形になっている。

委員 その事務局業務というのは、それは一括して補助金になっているのか。それとも、個別事業としているのか。

事務局 単年度の委託契約である。元々、日赤の事務局の業務というのは社会福祉協議会の事務ではない。元々市の事務だったものを社会福祉協議会に担っていただいているという形になっている。

委員 それは社会福祉協議会でないと駄目なのか。

事務局 我々は一番社会福祉協議会が相応しいと判断し、事務委託を行っている。地域福祉の中核となる社会福祉法人であるため、社会福祉協議会に業務を行って頂いている。

委員 市の税金と言われたが、結局非常勤の方 2 人は、市の派遣で入っているわけである。その中に入れるわけにはいかないのか。

事務局 派遣というのはまた別で、社会福祉協議会の組織を強化するために行っている。地域福祉の事業は、市と一緒に手をつないでやっていかないといけないので、そのパイプ役という形で、先ほど申し上げた通り、前健康福祉部長が事務局長として派遣されているという形になっている。それとは別で、日赤の事務局の業務をやるにあたって、やはり人件費が必要だということで、その部分を委託料として支払っているわけである。

委員 この委託料はどのくらいか。

事務局 79 万円である。

委員 約 80 万。日赤事務は各自治会にあるが、それに対する各所帯数、所帯数に対して

配布される、ということでの委託料なのか。どういう委託料なのか。

事務局 純粋な人件費と事務費である。

委員 市から社会福祉協議会に委託契約をしていて、それぞれの区長は特別職員で末端の班長などはボランティアでお金を集めている。そのあたりはどうか。

事務局 市の住民の方とか区長のご協力によって、募金というのは集められていると思っているが、それだけでは日赤の業務というのは完結しない。やはりそれを集約したり、計算したり、上部団体に渡したり、そういった事務局業務というのは必ず残ってくる。また、事務局業務は、基本的に常勤を要し、時間が拘束される。それをすべて無報酬で区長等にやって頂くのかといたら、難しいと思う。元々市の職員がやっていたそのような業務を、区長やボランティアにやってもらうのは無理があるので、それを社会福祉協議会に委託しているということである。

委員 私は田原の方ですが、各自治会長はボランティアでやっている。区長は特別職ということで報酬受けているわけである。無報酬でやって頂くのはどうかというようなことを言われたが、田原の方の各自治会、10自治会ほどあるのだが、みんなボランティアである。報酬なんかもらっていない。これはどのような判断をされるのか。

事務局 申し訳ないが、その辺については、区長制度との絡みになってくるので、我々はこの場では、回答できない。

委員 このあたりでやめておく。おたくらには答えられないと思うので。

委員長 それでは 2 番の案件である、「なわてみんなの福祉プランに係る平成 24 年度の取組みについて」の説明をお願いします。

事務局 (説明)

委員長 なわてみんなの福祉プランに係る平成 24 年度の取組についての説明である。この件について意見はないか。

委員 災害時要支援者制度についてであるが、四條畷は大きな災害に見舞われたことがないので、実際災害が起きた時に、要援護者を救助し、安全に非難をさせ、そしてその非難した後のフォローをするということが出来るのか。実際にこの制度が有事になった時に、本当に動くのかどうか心配である。実際の訓練等も必要だと思う。

事務局 障がい者の福祉計画や高齢者の福祉計画の中にもこの要援護者の課題は入っている。実際のところ、普段地域で高齢者や障がい者の方々と直接、インターフェイスでされている民生委員の方々や、また自主防災組織がそれぞれの地域に出来上がったが、その自主防災組織の方々に、そういった登録されている方々の情報がきちんと伝わっているのかどうか。ただこれは有事の際だけの問題ではなく、本来、普段の地域のつながりの中で、こういう方がこの地域に、この家にいるというようなことが実際にわかっていないと、その方の救助や避難というのは難し

くなる。大阪府はこの9月に880万人の防災にかかる企画を持つということを計画している。一度それは点検していく必要があると思っている。

委員長 ほかに意見はないか。

委員 民生委員は原則3年ごとに交代するので、3年に一度はそれぞれの新しい担当地域で全員のご家庭、特に高齢世帯で、70歳以上の2人暮らしの人や65歳以上単身のご家庭全部を訪問した。行政から緊急連絡カードを冷蔵庫に入れるという事業の手伝いをした。もし災害が起こった時はそれですぐ対応できるように、住民基本台帳をもとに、名簿を頂いて、それをもとに一軒一軒訪問することができた。もちろん名簿等の資料はすぐ返したが、我々は1人暮らしの方や高齢世帯の方を、その調査を基にしてマップを作った。1人暮らしや高齢世帯の色を変えて、消火栓やAED等がどこにあるか等をマップに落とし込んだ。そのマップを市役所、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に配布した。それから自主防災には自分の担当区域のものだけを持たせておくというような形をとった。状況は年々変わるので、また時期が来たら緊急連絡カードを更新しないとイケない。その調査の際に市の要援護者登録というのを登録しておいたらいざという時に対応して頂けるということで一緒に登録を勧めている。今は、205人の登録者で、目標が225人ということなのだが、私自身も5枚だけ預かった。今後このような形で取り組まれるのであれば、みんなで取り組んでいけたらよいのではないかと思う。

委員長 他、ご意見、ご質問はないか。

委員 1ページ目の、地域協働課の市民ボランティアNPO法人活動情報一覧表っていうのがあるのだが、ホームページにも掲載されており、この更新はほとんどされていないように感じている。初めに登録されてそのままになっている。登録を見て行ったら、本人がいなかったということもある。一度見直して欲しい。団体のほうは大体わかっているが、個人のほうはかなり変わっていると思う。それから今、民生委員の方から説明があったが、2ページ目の一番上の説明で、市の方の説明では、まだこれからどこへ渡すかというのも決めてないということだったのだが、消防署やその一部に渡していると聞いているのだが、その辺はどちらが本当なのか、確認をさせて頂きたい。それから、地域交流ひろばが、5から6に目標設定されているのだが、6になっている1つの目安、あるいは見込み、予定というか、その辺の根拠があれば教えて頂きたい。

事務局 災害時要援護制度だが、実際は自主防災組織の方には渡している。

委員 消防署には渡していないのか。

事務局 もちろん消防の方にも渡している。民生委員のマップ作りはまた別の事業でされており、災害時1人も見逃さない運動の中で行われた災害時要援護の登録である。市として、平成22年10月1日に制度を発足して、それから同意方式で登録して

いるのが、今 205 名というところである。

事務局 地域交流広場の 1 増える根拠づけだが、民間主導で実施していただいているので、行政がやりたいと言ってもやはり受け手がないと実現できないので、今考えているのが、規模なども必要なので、社会福祉法人に打診してみようかと思っている。社会福祉法人というのは、やはり地域に信頼された事業運営というものを求められている。その辺で我々と目的が一致した法人があれば、こういった事業があるという形で啓発していきたいと思っているところである。

委員 災害時のことだが、四條畷で要介護の高齢者が、11,290 人ほどいるはずである。くすのき広域連合との連携をもっと強固にしなければいけない。民生委員は、すごいことやっていると思う。民生委員がいないと全然成り立っていない。地域包括支援センター等との連携ができていれば、登録者数はこういう数字ではないはずである。地域包括支援センターは、第 1～3 までであるので、連携をし、くすのき広域連合とも連携して取り決めをするなどを行うべきである。くすのき広域連合ははっきり言って社会福祉協議会なんかより遙かに上の組織である。地域包括支援センターでは、高齢者の把握も積極的に行っている。その辺のところどうか。

事務局 数が少ないと言われればそうかもしれない。今後、高齢福祉課とも連携しながら、こういった高齢者の把握というのを努めていきたい。

委員 CSW と地域包括支援センターとの連携を取っていかないといけない。地域包括支援センターは 3 つに分かれている。私は岡山に住んでおり、地域包括支援センターがちょうど近くにあるのだが、地域包括支援センターでは、色んな形で交流や研修を実施している。CSW と連携させてもらおうと思えば、CSW は、鉄道より上と下で別れている。お二人一緒に来て頂いて何かとやって頂いても良いのかと思うが、なぜ 1 つにできないのかと思っている。

委員長 包括支援センターと CSW の関係である。

事務局 あれは基本的にはエリアで割っており、岡山が広いということで、委託先の社協の方で決めている。その辺ご意見として、社協の方に伝えさせていただく。

委員長 では、私の方で 1 件だけ気になることがあるので質問させていただく。災害時要援護者支援制度を充実させていくということについて、この情報が、本人からは公表のご承諾を得ているという話なのだが、この情報が消防や行政機関や社協などに提供することについては問題ないと思う。しかし、それ以外の場合、守秘義務がそれぞれの機関できっちりとかけられているかどうか、ということが気になる。それと自主防災組織にも渡っているので、そういう情報が渡った時に、プライバシーの侵害にかかるような事案が出てくる可能性があるのではないかという感じがするのだが、それについては検証されたのか。

事務局 自主防災組織は、実際普段その名簿は保存して開けておられないというところもあり、後は金庫に入れている状態になっている。いざという時には開けるという

ようなレベルで、現在使っておられると聞いたことがある。個人情報については、あくまで同意を頂いた中での情報であるので、普段の見守りにも使うということで、同意を得ている。あくまでこの情報は表に出せるという情報である。

委員長 ただ、同意をもらったとはいえ、これが例えば個人でプライバシーを侵害されたと裁判で訴えられた時には、この同意書というのはあまり意味がないようである。ということで、プライバシーの問題でやはり守秘義務の関係で、もう少しきちんと情報を管理された方が良いのではないかという思いがする。そのあたりはご検討いただきたい。

委員 民生委員のマップは、もちろん固有名詞が記載されているので、その時に必ず、会長名でそういう委員長が言われたような趣旨のことを書いた文言も一緒に入れて、自主防災組織の会長や担当者に渡している。市や消防署は、会長が直接行って渡している。

委員長 ご意見がないようなので、次の案件、「四條畷市地域福祉計画策定専門部会の設置について」ということで、要綱案が出ているが、これについて説明願いたい。

事務局 (説明)

委員長 四條畷市地域福祉計画策定専門部会の設置要綱案が示されているが、ご意見、ご質問はないか。要綱は今までなかったのか。

事務局 あったのだが、計画が策定されたということで、委員の方は全員任期切れになっている状態である。今回は要綱改正である。

委員長 意見がないようなので、この要綱に基づいて専門部会を設置することとする。案を取り要綱として維持していく。よろしく願いたい。
それでは、なわてみんなの福祉プランに関しては、これにて終了する。